

## 足立区施行 東武伊勢崎線（竹ノ塚駅付近）連続立体交差事業費補助金交付要綱

平成 21 年 3 月 11 日 20 都市基交第 495 号

### （目的）

第 1 条 この要綱は、足立区が施行する東武伊勢崎線（竹ノ塚駅付近）連続立体交差事業（以下「補助事業」という。）に対して、その経費の一部を東京都（以下「都」という。）が補助することにより、事業の推進を図り、交通渋滞の解消、鉄道により分断されている地域の一体化等を図ることを目的とする。

### （補助対象事業者）

第 2 条 補助対象事業者は、足立区とする。

### （補助金の交付額）

第 3 条 東京都知事（以下「知事」という。）は、補助事業に必要な経費（以下「事業費」という。）について、予算の範囲内において、事業費から国庫補助金及びその他の収入を控除した額（以下「補助対象事業費」という。）について、補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助対象事業費の 2 分の 1 以内の額とする。

### （補助金の交付申請）

第 4 条 補助事業を実施するに当たり、補助金の交付を受けようとするときは、別記第 1 号様式の交付申請書に係る書類を添えて、知事に提出するものとする。

### （補助金の交付決定及び通知）

第 5 条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、申請が適正であると認めたときは、速やかに補助金の交付及び交付額を決定し、別記第 2 号様式の交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

### （補助金の交付の条件）

第 6 条 知事は、前条の規定による補助金の交付決定に当たって、必要条件を付すことができる。

### （補助事業の計画変更の申請）

第 7 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助金の交付の決定通知を受けた後、経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記第 3 号様式の経費の配分及び内容変更申請書又は、別記第 4 号様式の交付決定の変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微と認められる次に掲げるものについては、この限りでない。

## 1 経費の配分の軽微な変更

- (1) 本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、機械器具費又は営繕費の費目間における経費の流用で、流用先の経費の3割以内の変更となるもの
- (2) 事務費から工事費への流用
- (3) 人件費又は旅費からの一般事務費（食糧費を除く。）又は工事雑費への流用

## 2 内容の軽微な変更

次に掲げるもの以外の変更で補助金等の額に変更を生じないもの

- (1) 工事施工箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの
- (2) 構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの並びに規模の変更で、補助金の交付の決定の基礎となった設計（変更設計を含む）に基づく工事の程度を著しく変更するもの
- (3) 工種別の金額の3割を超える変更又は3千万円を超えるもの
- (4) 一般事務費のうち食料費の増額

### (変更決定及び通知)

第8条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、申請が適正であると認めるときは、速やかに別記第5号様式の経費の配分及び内容の変更承認書又は、別記第6号様式の交付決定の変更承認書により、申請者に通知するものとする。

### (補助事業の中止及び廃止の申請)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに別記第7号様式の補助事業中止（廃止）申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

### (中止及び廃止決定及び通知)

第10条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、申請が適正であると認めるときは、速やかに別記第8号様式の補助事業中止（廃止）承認書により、申請者に通知するものとする。

### (事故報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記第9号様式の事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

### (状況報告)

第12条 補助事業者は、知事の要求があった場合は、速やかに事業の状況を報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る都の会計年度が終了したときは、速やかに別記第10号様式の実績報告書に次に掲げる事項を記した関係書類等を添付して知事に提出し、事業の実績を報告しなければならない。

なお、第10条の規定により中止及び廃止決定の承認を受けた場合も同様とする。

- (1) 事業の成果
- (2) 補助金に係る収支計算に関する事項

(補助金の交付額の確定及び通知)

第14条 知事は、前条の規定により提出された実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、第5条及び第6条に規定する補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第11号様式の確定通知書により速やかに補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 補助事業者は、前条の規定により確定した補助金を請求するときは、別記第12号様式の請求書により請求するものとする。

(補助金の交付)

第16条 この補助金は、前条の請求があった場合、速やかに交付するものとする。

(補助金に係る経理)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、帳簿及び証拠書類を備え、収入、支出を明らかにしておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(申請書等の提出)

第18条 この要綱に定める補助金の交付申請等の書類は、東京都都市整備局都市基盤部交通企画課に提出するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年5月1日から施行する。